

各位

株式会社あらた
代表取締役社長執行役員
東風谷 誠一

当社第 23 期定時株主総会における第 2 号議案及び第 3 号議案に関する補足説明

2025 年 6 月 24 日に開催いたします、当社第 23 期定時株主総会の決議事項第 2 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件におきまして、候補者である武藤雅俊氏に対して議決権行使助言会社である ISS (Institutional Shareholder Services) が独立性に問題ありとして「AGAINST」を表明しております。

当社は ISS が表明しております「AGAINST」の内容を精査させていただき、改めて武藤雅俊氏について、以下の点から独立性があると判断している点を補足説明させていただきます。

さらに、第 3 号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件におきまして、候補者である鈴木健夫氏についても独立性について補足説明を以下にさせていただきます。

また、当社の独立性判断基準においては、クーリングオフ期間を 3 年としておりますが、当社が上場する東京証券取引所および名古屋証券取引所は、上場会社（当社）を主要な取引先とする者またはその業務執行者等を当該会社の独立役員として選任する場合、そのクーリングオフ期間を 1 年としており、また、ニューヨーク証券取引所は、同様のケースにおいて、そのクーリングオフ期間を 3 年としております。これらの点を考慮しても当社の独立性判断基準におけるクーリングオフ期間は妥当であると考えています。

なお、同じく議決権行使助言会社である Glass, Lewis & Co 社は、武藤雅俊氏および鈴木健夫氏の選任に賛成を推奨しております。

1. 監査等委員である取締役候補者武藤雅俊氏が独立性を確保していると判断する理由の補足説明

(1) 期間の経過（独立性判断基準におけるクーリングオフ：3 年）

候補者は㈱みずほコーポレート銀行（現㈱みずほ銀行）を 2011 年 3 月に退職してからすでに 14 年以上経過しており、㈱みずほ銀行からの影響又は㈱みずほ銀行への影響を持っているとは考えておらず、期間の経過において独立性は確保されていると考えます。

(2) 開かれた金融機関との取引

㈱みずほ銀行は当社が借入のある取引金融機関 13 社のうちの一つであり、取引金融機関の選定は現在の取引状況や多くの金融機関から提示いただく利率等を勘案して、執行部門である業務本部が決定しております。当社は他の金融機関とも幅広い取引関係を有しており、バランスの取れたビジネスパートナーとしての立場を維持しております。

(3) 金融機関との取引における執行と監督の分離

当社は投資等を行う際、職務権限規程で定められた金額に応じて取締役会でも決定いたしますが、金融機関に対しての審議ではなく、あくまで金額についての審議であり、借入に関する金融機関の決定はあくまで執行部門である業務本部がその役割を担っております。

(4) 株式の保有解消

当社は政策保有株式について、経済合理性等を個別銘柄毎に判断し、毎年 1 回財務部門が主体となって方針を決定しており、その方針に従って 2023 年 3 月期までは㈱みずほフィナンシャル・グループの株式を 5,300 株保有しておりましたが、2023 年 5 月に全て売却を行い株式の保有は解消しており、金融機関からの独立性は確保されております。（㈱みずほフィナンシャル・グループは 2025 年 3 月期において当社株式を保有しておりません）

(まとめ)

武藤雅俊氏の独立性について、以下の理由から利益相反の可能性はなく、公正かつ中立な立場で取締役の職を遂行できると判断しております。

①㈱みずほ銀行を退社してすでに 14 年経過

②多くの取引金融機関の一つであり、借入を行う金融機関の決定は執行部門である業務本部が担っている

③2023 年 3 月期に当社が保有する㈱みずほフィナンシャル・グループ株式 5,300 株は 2023 年 5 月にすべて売却済み

2. 補欠の監査等委員である取締役候補者鈴木健夫氏が独立性を確保していると判断する理由の補足説明

【三菱UFJ 信託銀行】

(1) 期間の経過（独立性判断基準におけるクーリングオフ：3 年）

候補者は三菱信託銀行㈱（現三菱UFJ 信託銀行㈱）を 1999 年 9 月に退職してからすでに 25 年以上経

過しており、三菱UFJ信託銀行(株)からの影響又は三菱UFJ信託銀行(株)への影響を持っているとは考えておらず、期間の経過において独立性は確保されていると考えます。

(2) 開かれた金融機関との取引

三菱UFJ信託銀行(株)は当社の株主名簿管理人ではありますが、その取引については、管理料等の相場を踏まえ、執行部門であるコーポレートガバナンス統括本部が決定しております。

なお、その取引額は2025年3月期の売上高比率では0.1%以下です。

また、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは当社が借入のある取引金融機関13社のうちの一つであり、取引金融機関の選定は現在の取引状況や多くの金融機関から提示いただく利率等を勘案して、執行部門である業務本部が決定しております。当社は他の金融機関とも幅広い取引関係を有しており、バランスの取れたビジネスパートナーとしての立場を維持しております。

(3) 金融機関との取引における執行と監督の分離

当社は投資等を行う際、職務権限規程で定められた金額に応じて取締役会でも決定いたしますが、金融機関に対しての審議ではなく、あくまで金額についての審議であり、借入に関する金融機関の決定はあくまで執行部門である業務本部がその役割を担っております。

(4) 株式の保有解消

当社は政策保有株式について、経済合理性等を個別銘柄毎に判断し、毎年1回財務部門が主体となって方針を決定しており、その方針に従って2018年3月期までは三菱UFJフィナンシャル・グループの株式を65,000株保有しておりましたが、2018年9月に全て売却を行い株式の保有は解消しており、金融機関からの独立性は確保されております。(三菱UFJフィナンシャル・グループは2025年3月期において当社株式を保有しておりません)

【有限責任監査法人トーマツ】

(1) 退職期間の経過（独立性判断基準におけるクーリングオフ：3年）

候補者は2020年12月に有限責任監査法人トーマツを退職して以来、3年以上が経過しています。有限責任監査法人トーマツ在任中、及びこのクーリングオフ期間中、候補者は当社に対して一切の関与を持っておらず、監査法人からの影響や、監査法人に対する影響もないと判断されます。このため、独立性が十分に確保されていると考えます。

(2) 適正な報酬と監査の判断

監査法人の報酬や監査の妥当性については、監査等委員会が法的に責任を持ち、透明性のあるプロセスに則り審議・判断しています。このプロセスにより、社外取締役の独立性に影響を及ぼす可能性がある要因を排除し、適切な評価を行っています。

なお、その取引額は2025年3月期の売上高比率では0.1%以下です。

(3) 定期的かつ総合的な評価

監査等委員会は、監査法人である有限責任監査法人トーマツおよび業務本部・コーポレートガバナンス統括本部等と定期的にミーティングを実施し、執行部門からの評価を確認しています。このアプローチにより、監査方法や実施状況に関する重要な情報を収集し、監査等委員会の判断を総合的に強化しています。

(4) 報酬の決定プロセス

監査報酬に関しては、執行部門が市場価格を考慮して決定し、監査等委員会はその決定が適正であるかを確認しています。また、監査法人の業務内容及び成果に基づいて報酬が設定されていることも確認しています。

(まとめ)

鈴木健夫氏の独立性について、次の理由から利益相反の可能性はないと判断しています。

- ①三菱UFJ信託銀行(株)を退社してから25年以上が経過。
- ②現在の取引は株主名簿管理人としてのものであり、その売上高比率は2025年3月期において0.1%以下。
- ③多くの取引金融機関の一つであり、借入を行う金融機関の決定は執行部門である業務本部が担っている
- ④2018年3月期に当社が保有していた(株)三菱UFJフィナンシャル・グループの株式65,000株は2018年9月に全て売却済み。
- ⑤有限責任監査法人トーマツを退社してから3年以上が経過。
- ⑥監査の報酬及び適正性については監査等委員会の透明性ある判断による。
- ⑦定期的かつ総合的に監査報酬と監査適正を判断している。
- ⑧監査報酬等は2025年3月期の売上高比率では0.1%以下。

このように、候補者の独立性は確保されており、監査等委員会による透明性の高いプロセスを通じてしっかりと評価されています。